



Title	独占禁止法の運用成果:昭和22-63年
Author(s)	増田, 辰良
Citation	経済学研究, 42(3), 32-54
Issue Date	1992-12
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/31919
Type	bulletin (article)
File Information	42(3)_P32-54.pdf



[Instructions for use](#)

独占禁止法の運用成果：昭和22-63年*

増田 辰 良

はじめに

本稿の目的は、独占禁止法(以下、独禁法と略す)の運用機関である公正取引委員会¹⁾(以下、公取委と略す)の審査活動とその成果について数量分析をすることである。我国の場合、経済法学者による条文解釈学は盛んであるが、経済学者

* 本稿は日本経済政策学会第49回大会(於一近畿大学)における発表原稿を修正したものである。学会発表では、討論者の小林逸太教授(東海大学)より詳細な御教示をえた。

また、フロアーの植草益教授(東京大学)、伊東光晴教授(京都大学名誉教授)、滝川敏明教授(富山大学)からも有益な御教示をえた。ここに記して、感謝いたします。

なお、本稿は平成3年度文部省科学研究費補助金(奨励研究 A 課題番号 03730024)に基づく研究成果の一部として公表したものである。

- 1) 公取委の活動を評価するとき、内部組織上の効率性と本来の目的である市場の資源配分(競争)機能をどの程度改善、促進してきたのか、という2つの論点が考えられる。小林[15]はアメリカ合州国の連邦取引委員会(FTC)にかんして、その人事、議会からの独立性、事件処理にあたるスタッフの動機(「方法的個人主義」P.175)などから、こうした論点を解明しようとしている。

また、村上[31]は日米間における独禁法の政策、法制、運用について比較分析をしている。独禁政策と規制緩和政策のいずれが市場競争秩序を維持するのに寄与しているのかを検証したものにShepherd[39]がある。Shepherdは規制緩和政策よりも独禁政策を重視している。我国について、Shepherdと同様の実証分析を試みるには、現時点においては、情報不足であることより、本稿では、市場競争秩序を維持するために公取委がどのように違法行為を排除してきたのかを明らかにする。

による独禁法の数量分析²⁾はあまりおこなわれていない。

独禁法は全体で十章百ヶ条を超える条文から成っているが、その内基本となるのは、

第3条:私的独占又は不当な取引制限の禁止、

第8条:事業者団体(禁止行為、届出義務)、

第19条:不公正な取引方法の禁止、

である。一般的には、この三条違反をしないかぎり、原則として、企業は独禁法と何ら係わり合うことがない³⁾。

公取委の第一次目的は審決を中心とする各種の行政手段によって「違法行為(状態)を排除し、公正かつ自由な市場競争秩序を維持する」

- 2) 経済学者が独禁法の解釈を試みたものに、三輪[29]がある。また、課徴金制度にかんする理論分析を試みたものに、永合[24]がある。この種の研究は、反トラスト法の母国である、アメリカ合衆国では盛んであり、既に、Block, Nold & Sidak[33], Gallo, Craycraft & Bush[34], Posner[36][37], Shughart II[40], Snyder[41], Stigler[42]等の研究がある。

- 3) これ以外にも、会社の合併、株式保有等にかんして、一定の制限を課している第4章の諸規定(第9条-18条)、「独占的状态に対する措置」(第8条の4)、「価格の同調的引上げに関する報告徴収」(第18条の2)、などがあるが、これらは寡占産業と呼ばれる大規模な産業、企業の限られた状態や行動と関係あるのみである。近年、「事業者団体に対する課徴金」(法第7条の2)制度のあり方が日米構造協議(平成2年6月28日合意)との関連で議論される機会が多い。課徴金の納付命令状況(昭和52-63年)をみると、3条後段違反件数が累積で31件、対象事業者数251名、8条1項1号違反のそれは、30件、710名、合計61件、961名であった。これについての数量分析は別稿において行う予定である。

ことである。そのために、公取委には広汎な権限が与えられている。例えば、公取委は上記条文等への違法行為に対し、審決でもって排除措置を命じたり、課徴金を科す権限を有するほか、民事関係の無過失損害賠償請求権(25条訴訟)の行使には、確定審決前置主義、求意見制度が採用されており、罰則の適用については公取委の告発が訴訟条件となっている。さらに、公取委の下す審決の司法審査(審決取消請求訴訟)にあたっては、実質的証拠の法則によって、公取委の事実認定が裁判所を拘束する効力が認められている。このように、独禁法の運用にかんしては、徹底した公取委中心主義がとられている。

公取委の審査活動の大きな特徴は、違反事実の認定が確実な事件のみにしぼり、それに対して勧告(独禁法第48条第1項)という行政措置を命じてきたことである。これは勧告前置主義と呼ばれる事件処理方法である。もう一つの特徴は、独禁法に根拠規定のない不問処分(=審査打ち切り)という措置を命じることである。この処分には二つあり、第一は企業自ら被疑事実を中断する場合の自発的排除であり、第二は公取委の審査の結果、完全な証拠を得ることができない場合に下す証拠不十分である。この処分を下すと同時に、警告や注意が発せられることもある。これら勧告前置主義、不問処分という事件処理方法は、独禁法の第一次目的である「違法行為(状態)を排除し、公正かつ自由な市場競争秩序を維持する」ことに寄与していることが十分に考えられるがその反面、本来、正式な事件として処理されるべきものを公取委の自由裁量でもって、明示的に許してきた可能性のあることも十分に考えられる。

第1節では、公取委の第一次目的である違法行為の排除がどのように行われてきたのかを概観する。排除措置の典型例として、勧告前置主義、不問処分といわれる公取委の独禁法運用姿勢の功罪について明らかにする。つまり、公取委は事件処理にあたり、違反事実の認定が確実な事件のみにしぼり、それに対して、まず勧告

という行政措置を命じてきた。そのため、勧告を応諾した場合に下される勧告審決が多数を占めていた。また、公取委は、違反事実が証拠不十分である事件や、必ずしも違法性が明白でないような判断の事件に対しては、独禁法上の違反の恐れがあるとして警告や注意を発し、違反者に対して違法性のある行為を自発的に排除させてきた。こうした事件処理方法は不問処分と呼ばれている。警告、注意という事件処理方法は、ある意味において、典型的な行政指導⁴⁾が独禁法にも導入されてきたことの表われである。そこで、我国の独禁法違反事件数(審判開始決定数や正式審決数)が極めて少ないのは、勧告前置主義と不問処分という公取委の自由裁量権による事件処理件数が多いためであることを解明する。さらに、審決別の推移をみると、3条後段違反から8条違反へと審決件数は増加し、19条については大きな変動はなかった。8条違反審決件数が昭和50年代前半から急激に減少した背後において、事業者団体の自発的排除件数が増えていた。これは、近年、事業者団体が公取委の審査に警戒心を強めていることの表われである、と考えられる。

第2節では、公取委中心主義の審査活動の成果を検討する。第一に審査活動の成果が、裁判所によって司法審査される審決取消請求訴訟の状況と25条訴訟の状況とを概観する。前者につ

4) 行政指導の領域、方法、手続きとその定義は多義にわたっている。新藤[19]は我国において行政指導が「野放し」的状态にあることの一理由として、社会的視点からの評価システムがないことをあげている。つまり、「行政指導は、行政処分とは異なり、明確な目標がはじめてあって事案を処理しているのではない。事案に対して「弾力的に」目標を設定し、そのかぎりでの事案の解決にあたらうとするものである。」(P.167)そのため、「行政指導が「公益」の実現にむかって機能しているかどうかは、当事者の主観的判断をこえて、第三者による判断を可能とさせる体制があつてはじめて判定できるのである。」(P.169)本稿は、この「第三者」の立場から勧告や警告・注意という行政指導的な事件処理方法が「公正かつ自由な市場競争秩序を維持する」という「公益」に寄与してきたのかどうかを解明しようとする一つの試みでもある。

いては、実質的証拠の有無が裁判所の司法審査の対象とされる。結果としてみると、訴訟発生件数は少なく、発生率も小さく、裁判所での請求棄却件数も多いので、現在までのところ、公取委の審決の妥当性は高いものと判断できる。つまり、公取委は事件処理にあたり、確実に違反事実を認定できるものに限定しているため、勧告という法的措置をとるとき、勧告の名宛人がそれを応諾せず審判手続を経た後に、審決取消訴訟を東京高等裁判所へ提訴しても自ずと勝訴する可能性は小さいのである。後者の中心となる考え方は、確定審決前置主義と求意見制度の二つである。この考え方には、本来、原告の被害立証責任を軽減し、25条訴訟を活発化するという目的がある。この目的が達成されているかどうか、その成果をみると、現在までのところ、提訴された件数は極めて少なく、原告が勝訴した例はない。このことは、我国に、この種の私訴を増やし、根付かせるためには、損害発生因果関係を解明し、損害額を算定する際に、従来とは違った方法(例えば、回帰分析)を構築する必要があることを示唆している。

第二に、公取委の審査能力指標(総職員数と審査活動費用)と第1節でみた諸審査活動との間の関係について、回帰分析をし、違法行為を抑止する政策手段として、いずれの審査能力指標が有効であるのかを考える。例えば、犯罪の経済学⁹⁾という検挙件数に相当する職権探知件数、摘発件数などは公取委の職員数との間に正の相関関係があった。価格カルテルに対する勧告は2つの審査能力指標と正の相関関係があった。このことは、勧告前置主義という運用姿勢が価格カルテルに対して顕著に表われていることを示している。

結び、では独禁法の効率的運用という視点から本稿の結論を要約する。

第1節 審査活動

a) 独占禁止法違反事件処理手続

図1は、独禁法違反事件の処理手続を「審査の端緒」から、審決取消訴訟、無過失損害賠償請求訴訟が最高裁判所へ「上告」されるまでを描いたものである。違反事件の審査が開始される「端緒」には概ね4つある。このうち、独禁法に規定されているものとして、

公取委の職権探知(独禁法第45条第4項、以下、独禁法は法と略す)、

一般人からの申告(法第45条第1項)、

検事総長の通知(法第74条)

があり、他に、中小企業庁設置法第3条第7項によるものがある。

基本的には、前二者の「端緒」から審査が開始されている。こうした「端緒」にかんして、強制調査を必要とするかどうかをまず審査部が予備審査する。公取委(委員長と4人の委員で構成される、法第29条第1項)は審査部長から審査の要否についての報告を受け、事件の審査が必要であると判断したときには、委員会内の職員を審査官に指定し(法第46条第2項)、調査させ、事件の審査を進めさせる。公取委は自ら有する訴追機能をこの審査官に分担させている。この手続を立件手続といい、この手続をとった事件が、正式の審査事件となる。

審査事件はすべてが、審判にかけられるわけではない。法律上は決して「勧告前置主義」をとっているわけではないが、実際の運用において違法行為だと認定したときには、公取委はまず勧告を行うのが通常である。これは我国の独禁法の審査手続における大きな特徴の一つとなっている。勧告とは、審査の結果、公取委が違反事実を認め、かつ審判手続をとらずに、処理することが適当と認めるときに、違反者に対して、適当な排除措置をとるよう進言することである(法第48条第1項)。勧告は文書によっておこなわれ、被勧告者が勧告を応諾したときには、審

5) 犯罪の経済学については、Becker [32], Pyle [38] を参照せよ。

判手続を経ないで、当該勧告と同趣旨の審決(勧告審決)が出され(法第48条第4項)、応諾しないときには審判が開始される。

こうした公取委の裁量権に対して、裁判所⁶⁾も支持する見解を出している。「…公正かつ自由な競争秩序の早期回復は常に望まれるわけであるから、…特に当初から勧告に対する応諾を期待することが困難であると予想される場合はともかく、すべての案件につき原則として、まず勧告をし、応諾があれば、これに基づく審決をして、その確定をはかり、応諾が得られない場合に審判手続を開始するものとすることは現実的かつ合理的であって、なんら…裁量権の範囲を逸脱するものではなく、かえって、公共の利益に適合し、法の目的に副うものといわなくてはならない」(今村 [4] PP.191-192)。

また、審査の結果、1)初めから、違反事実がないと認められるとき、2)違反事実は認められたが、当事者が自発的に排除措置をとり、違反事実が消滅したとき(自発的排除)、3)違反の疑いはあるが、十分な証拠が得られないために審査を打切るとき(証拠不十分)、当該事件は不問処分(=審査打ち切り)に処されると同時に警告や注意が発せられることがある。これらの措置は独禁法に必ずしも根拠規定があるわけではなく、公取委の裁量権の一部となっている。いわば、行政指導の独禁法版である、と考えられる。これら、勧告前置主義、不問処分という事件処理方法は違法行為を排除するという法の第一次目的を効率的に達成する方法である、と考えられている。

公取委は勧告が応諾されない場合、および審

査の結果、違反事実を認め、かつ審判手続をとることが公共の利益に適うと判断するときには審判開始決定⁷⁾(法第49条)をおこなう。審判手続は、審判開始決定書の謄本を被審人に送達することにより開始する(法第50条第2項)。被審人はこれに対する答弁書を遅滞なく、公取委へ提出しなければならない(法第51条)。審査事件の内、審判を開始するにあたって、公取委は事務局の職員のうち、一定の要件⁸⁾を満たす者を審判官として任命する(法第51条の2)。つまり、公取委は審判機能を審判官に分担させている。審判官は審決案を作成し、送付する権限を有している。こうした手続は、行政処分を下す審査官、審判官(公取委)と行政処分される被審人との間で、事実上の三面関係を形作っており、審判の公正性⁹⁾を保つのに役だっている。公取委は審決案を適当と認めるときには、直ちに審決案の内容と同じ審決を下すことができる。審査、審判手続において重要な特徴は、公取委が訴追(検

昭和63年現在、この命令を受けたものが6件あり、そのうち5件は新聞事業に関係するものであった。残り1件は八幡製鉄と富士製鉄の合併事件である。同じく、平成3年現在までに検事総長への告発(法第73条第1項)事件は、形式的には6件あった。そして、平成3年11月には石油ヤミカルテル事件(昭和49年)以来、17年ぶりに包装ラップ8社に対して、ヤミカルテル告発事件が発生した。

- 8) 審判官は公取委の事務局職員の中から任命される。その要件は、審判手続を行うに必要な法律、経済に関する知識や経験を有し、かつ公正な判断ができると認められたものに限られる(法第35条)。定員は5人以内であり、このうち一人は主席審判官として、審判の事務を総括整理する。今村・丹宗・実方・厚谷編[5]P.560参照。

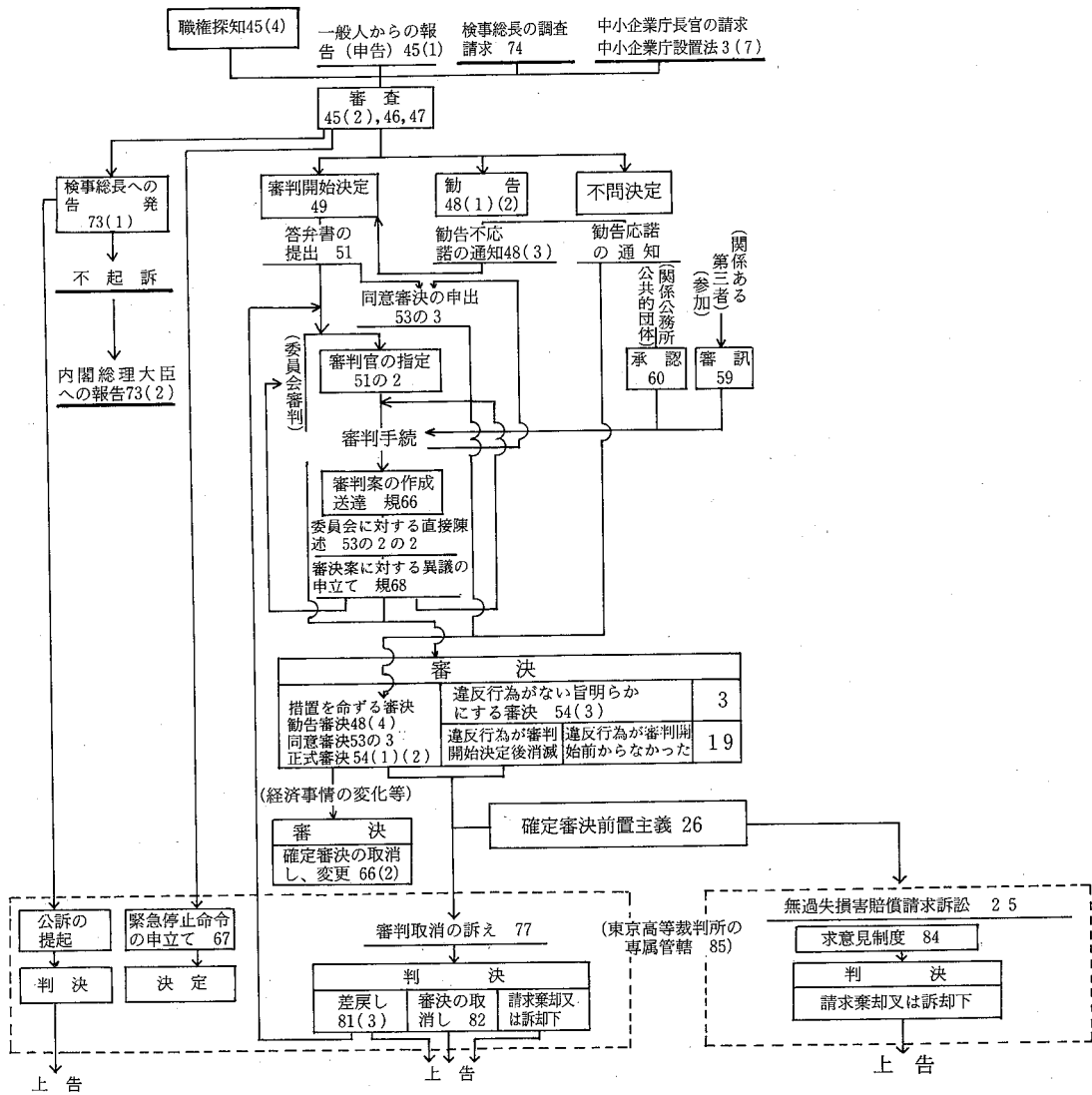
実際には、任用慣行として、こうした要件を充たす勤続20年以上の事務局職員が任命されている。また、これまでの審判事件をみると、すべて審判官による審判である。昭和28年に現行の審査審判規則が制定されて以来、現在までに、委員会審判が行われたのは4件にすぎず、昭和44年の八幡製鉄と富士製鉄との合併事件以降行われていない。

- (9) ただし、審査、審判を行うものがすべて、公取委の職員であるということは、手続き上の公正性を欠くものである、という批判もある。これは、公取委が訴追機能と審判機能の両方を持っているということまでにさかのぼっている。

6) この見解は石油6社が受けた勧告審決でもって、結審したことに対して、審決取消訴訟を起こしたときの東京高裁の判決(昭和50年9月29日)である。

7) 審判手続を経て、審決により排除措置を命じるまでには相当の期間を要する。その間、違法行為が継続している場合には、社会的弊害が大きいため、当該違法行為を一時的に中止させておく必要がある。そのときとられる措置が緊急停止命令(Injunction)であり公取委が東京高裁へ申し出る(法第67条第1項)。

図1. 独占禁止法違反事件処理手続



注 1) □ 公正取引委員会, 又は裁判所, 下線 _____ は被審人又は一般人, 下線 _____ は他の行政機関の行為を示す。

2) 数字は, 独占禁止法の該当条文, (規) を付した数字は審査審判規則の該当条文を示す。

出所) [8], P.6 に加筆した。

察)機能と審判(裁判)機能の両方を併有していることである。

公取委の下す審決には3種類(勧告,同意,正式)あり,こうした審決に不服のある被審人は審決取消訴訟(法第77条)を東京高等裁判所に提訴し(法第85条),そこでの判決に対しても不服がある場合には,最高裁判所へ上告することになる。同じく,公取委の確定審決(法第26条)を前提として,私人が無過失損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所へ提訴するときにも,公取委の下した審決がどの程度,裁判所を拘束するのかということが論点になる。この2つの訴訟提起は,公取委の下した審決の是非が裁判所によって再検討される過程であるともいえる。こうした訴訟手続においては,公取委が事実問題,裁判所(司法部)が法律問題を処理するという機能分担がおこなわれている。

b) 審査件数

表1は昭和22年から昭和63年までの審査件数の推移を約10年ごとに区切ってみたものである。年度内に新たに審査をした件数を「端緒」別にみると,昭和22-32年には,公取委の職権探知件数

が一般人からの申告を上回っていたが,昭和30年中頃より50年頃までは,逆に,一般人からの申告件数が職権探知件数を上回るようになってきた。

新規審査件数は,昭和40年代以降,急激に増加している。この年度内新規審査件数に前年度からの繰り越し件数を加えた合計件数も増加の一途をたどっている。とりわけ,昭和40年代に顕著な増加がみられた。

昭和22-63年の総数に占める新規審査件数の比率を摘発率とすれば,約62%であった。新規審査件数の年平均は約131件,繰り越し件数のそれは約83件であった。独禁法違反行為に直面している者からの申告が顕著に増加しているということは,独禁法が一般私人の間にも普及,定着¹⁰⁾しつつあることの証しである。

c) 勧告,審判開始決定,審査打ち切り(小計)件数

表2は審査結果ごとの件数の推移をみたものである。昭和22年以来,勧告件数が増加してきたのに対して,審判開始決定件数は減少してきた。また,勧告件数に比べれば,勧告不応諾のために審判を開始した件数は極めて少ない。全

表1：審査件数

	年度内新規審査(内訳)				前年度からの繰越	
	申告	職権探知	通知	小計	合計	
昭和22-32年	259	456	7	722	240	962
33-42	339	192	—	531	455	986
43-51	658	370	—	1,028	581	1,609
52-63	—	—	—	1,685	1,113	2,798
合計	1,256	1,018	7	3,966 62.4	2,389 37.6	6,355 100%

出所) [10] 昭和22-51年, [11] 昭和52年以降。

昭和52-63年の内訳数は未確認である。

以下に出てくる統計数値は,ことわらない限り,すべて上記2資料によるものである。

審査件数(6,355)に占める勧告件数(655)の割合は約10%であった。審判開始決定件数の占める割合は約3%,勧告不応諾のため審判を開始した件数のそれは約0.6%にしかすぎない。次にみるように,被審人は勧告を受け入れることが圧

10) 独禁法の普及は,公取委への相談件数の増加にもみられる。例えば,平成2年度,各種業界団体から公取委へ寄せられた独禁法にかかわる相談件数は,過去最高の845件であった。相談のうち,全体の約7割が中小企業団体,業種別では製造業が約3割を占めていた。相談内容は約5割が独禁法上問題となるか,または問題となる恐れの強いものであった([25],平成3年8月10日朝刊)。

倒的に多いのである。

一方、独禁法に根拠規定のない、不問処分¹¹⁾(=審査打切り)件数や警告、注意件数などは増加する傾向にある。全審査件数に占める審査打切り件数(3,226)の割合は約51%であった。なかでも、企業が自ら被疑事実を認めて、違法行為を中断した(自発的排除)件数は全審査打切り件数の約54%を占めていた。公取委が審査の結果、証拠不十分として審査を打切った件数は約30.8%を占めていた。

さらに、表3より、正確な件数が公表され始めた昭和55年以降の警告数をみると、明らかに増加しつつある。そして、警告数に注意数(昭和57年以降)を加えた件数が審査件数に占める割合をみると、年平均で約53%(昭和57-63年)であり、毎年審査件数のうち半分以上が、こうした便宜的な方法で処理されていた。

こうした、勧告、自発的排除、警告、注意などは、本来、違法行為として認定されるべき事件を公取委の裁量権でもって是認している側面のあることが十分に考えられる。とりわけ、調査の初期時点において、違反事実が認定された

にもかかわらず、審査官が事実上の警告、注意を発して、違法行為を消滅させて不問に付す場合や、他の理由によって違法行為を黙認する場合などは、その審査姿勢自体が問題となる。

こうした事件の処理件数が増加しつつあるということは、公取委の事件処理姿勢が慎重になりつつあることを示唆していると同時に、我国の独禁法違反事件数を過小に評価する一要因にもなっている。独禁法の第一次目的が違法行為(状態)の排除にあるかぎり、こうした処理件数の増加は審判活動等に要する行政費用の削減に寄与している。さらに、違法行為の恐れがある相手方に自主的に違法行為を排除させるような審査官の弾力的、かつ柔軟な事件処理方法であるため審判手続によるよりも、一層、迅速に違法行為を排除できるという法目的達成の円滑化にも寄与している。ただし、その目的を達成するには、法的措置として、次に述べる勧告審決という措置もあるのだから、このような公取委の裁量権に属する便宜的措置が多いということには疑問が残る。

表2：勧告、審判開始決定、審査打切り(小計)件数

	勧告	審判開始決定	審査打切り ²⁾		小計
			自発的排除	証拠不十分	
昭和22-32年	35	172	—	—	476
33-42	141	21(9 ¹⁾)	288 ³⁾	274 ³⁾	562
43-52	367	1(22)	588	166	754
53-63	112	1(8)	882	552	1,434
合計	655	195(39)	1,758	992	3,226

注1) ()：勧告不承諾のため審判を開始した件数である。

2) 『年次報告書』によれば、審査打切り件数のうち、昭和22-35年は「不問」表示、昭和54-58年の証拠不十分は「打切り(注意含)」表示、昭和59-63年の自発的排除は「警告+注意」表示になっている。

3) 昭和36-42年の件数である。

11) 来生[9]は、こうした不問処分という公取委の裁量権を否定する立場から裁量権の範囲について検討を加えている。

表3：警告，注意件数¹⁾

	A 警告	B 注意	C 審査件数	A/C	(A+B)/C
昭和36年	21		57	36.8%	
7	52		70	74.3	
8	33		53	62.3	
9	48		53	90.6	
40	52		222	23.4	
1	46		190	24.2	
2	36		162	22.2	
3	62		201	30.8	
4	52		176	29.5	
5	75		211	35.5	
6	57		166	34.3	
7	48		166	28.9	
8	47		184	25.5	
9	55		176	31.3	
50	52		158	32.9	
1	63		171	36.8	
2	78		137	56.9	
3	26		94	27.7	
4	22		113	19.5	
5	39		194	20.1	
6	91		344	26.5	
7	151	49	431	35.0	46.4%
8	118	60	329	35.9	54.1
9	94	66	297	31.6	53.9
60	80	62	259	30.9	54.8
1	88	37	226	38.9	55.3
2	84	28	194	43.3	57.7
3	65	17	180	36.1	45.6

注1) 『年次報告書』に正確な「警告」数が公表されたのは、昭和55年以降であり、それ以前は「自発的排除」ないし「違反被疑事実等」という表示になっている。
同じく、「注意」は昭和57年以降、公表されており、それ以前は「打切り等」内に含まれて表示されている。

d) 審決件数

被審人に対して、措るべき措置を命じる命令が審決である。この審判機能は審判官が分担する。

審決には、次の3種類がある。

勧告審決: 勧告を応諾することに併う審決(法第48条(4))。

同意審決: 審判の途中で、被審人が事実と法令の適用を認めて、公取委に対し、その後の審判手続を経ないで、審判手続を受ける旨を文書により申し出て、かつ排除措置に関する具体的計画書を提出した場合に、公取委がこれを適当と認め、当該計画書と同趣旨の審決をすることをいう(法第53条の3)。裁判上の和解に似ているが、この場合には被審人が一方的に被疑事実および

法律の適用を認める。

正式審決: 審判最終後におこなう審決である(法第54条)。

表4から3つの審決件数の推移をみると、勧告審決件数が圧倒的に多く、全審決件数(808)に占める割合は約75%であり、毎年平均14件の件数があった。ここでも昭和40年代に顕著な増加がみられる。一方、違反事件に対して、原則として勧告がおこなわれるようになってからは、審判でもって争う意思がない者は、これを応諾することになるから、同意審決件数は著しく減少してきた。3つの審決のうち、正式審決件数が最も少なく、いかに多くの被審人が審判費用を被ることのない勧告を応諾しているかが理解できる。公取委の審決を受け入れたという意味

で、この3つの審決件数小計が全審査件数(昭和22-63年)に占める割合を有罪率とすれば約12%であった。

我国の場合、正式審決件数が少なく、勧告審決件数が多くなることの理由として、次のことが考えられる。

1) 公取委は違反事実の認定が確実な事件にのみよって、勧告を発しているため、たとえその名宛人が応諾せず審判手続を経た後に、審決取消訴訟を提訴したとしても、勝訴の可能性は小さく、それで自ずと勧告を受け入れる勧告審決件数が多くなることが考えられる。

2) 公取委が訴追機能と審判機能との両方を併有していることが考えられる。例えば、アメリカ合衆国¹²⁾の連邦取引委員会(FTC)の審判官のように、FTCとは別の機関である人事管理局

(Office of Personal Management)からFTCの要請により派遣される立場にあれば、審判官はFTCとは独立した立場でもって審判を進めることができる。他方、我国の場合、審査官も審判官も公取委の職員の中から任命されている。そのため公取委とは別個の立場をとることが難しく、公取委が裁量的に違反行為の事前排除的な運用姿勢をとるかぎり、その職員である審査官が正式審決に至らない勧告を応諾させるような事件件数が増えるのも自明である。

3) また、公取委、被審人のいずれの立場からも勧告が受け入れられれば、審判手続にかかわる種々の費用をあえて負担する必要がなくなるといふことも、この審決が増える一要因であろう。

表4：手続別審決件数

	正式審決(54条)	勧告審決(48条)	同意審決(53条の3)	小計	その他	合計
昭和22-32年	38	35	81	154	0	154
33-42	4	123	16	143	0	143
43-52	22	343	8	373	11	384
53-63	8	103	7	118	9	127
合計	72 8.9	604 74.8	112 13.9	788 97.5	20 2.5	808 100%

表5は個別の条文違反にかんする審決件数の推移をみたものである。昭和22-32年では、3条後段違反審決件数が多かった。次いで、昭和30年代後半以降には8条違反審決件数の増加が著しく、昭和50年以降、急激に減少していた。19条違反審決件数には大きな変動はなかった。

3つの審決小計でみれば、昭和43-52年の期間

中に著しく増加している。小計でみれば、8条違反審決件数が小計数(706)の約52%を占めていた。全審査件数(6,355)に占める審決件数(3条後段+8条+19条+その他)の割合を審決率とすれば、約13%であった。審査件数の推移(表1)と同じく、ここでも昭和40年代に件数が増えていた。

表5：3条後段、8条と19条審決件数

	3条後段	8条	19条	小計	その他	合計
昭和22-32年	54	13	38	105	137	154
33-42	14	104	23	141	1	143
43-52	119	200	23	342	44	384
53-63	37	47	34	118	11	127
合計	224 31.7	364 51.6	118 16.7	706 100%	193	808

注。本表に掲げる数値が合計数より多いのは、同一事件に2以上の法条を適用した場合があるからである。

12) 松下[28]P.27参照。

e) 審査事件の内訳

表6は審査事件を4つの行為類型別に分けてみたものである。勧告件数が最も多かったのは「価格カルテル」事件であり、全勧告件数の約71%を占めていた。勧告前置主義という独禁法の運用姿勢は価格カルテルに対して顕著である、と言える。

審査打ち切り件数は「不公正取引」事件において最も多かった。審査打ち切り件数のうち、自発的排除件数は「価格カルテル」, 「不公正取引」事件において多く、それぞれ全自発的排除件数の

約42%, 約43%を占めていた。証拠不十分で公取委が審査を打ち切った件数は、「不公正取引」事件において最も多く、全証拠不十分の約52%を占めていた。

各事件の推移を時系列的にみると、「価格カルテル」, 「その他のカルテル」は昭和43-52年に、勧告、審査打ち切り件数が最も多く、「不公正取引」, 「その他」は勧告件数が昭和43-52年に最も多くなっていたが、審査打ち切り件数は昭和53-63年に最も多くなっていた。表5での19条(不公正な取引方法の禁止)審決件数に大きな変動がなかったことを考えるならば、こうした「不公正取引」

表6：審査事件（行為類型別）の内訳

	(合計)				(価格カルテル)			
	勧告	審査打ち切り			勧告	自発的排除 証拠不十分 小計		
		自発的排除	証拠不十分	小計		自発的排除	証拠不十分	小計
昭和22-32年	35	—	—	476	—	—	—	—
33-42	106	182	172	354	70	106	84	190
43-52	367	588	166	754	283	358	105	463
53-63	120	882	552	1,434	68	233	107	340
合計	593 100%	1,652 100%	890 100%	2,542 100%	421 71.4%	697 42.2%	296 33.3%	993 39.1%

	(その他のカルテル)				(不公正取引)			
	勧告	審査打ち切り			勧告	自発的排除 証拠不十分 小計		
		自発的排除	証拠不十分	小計		自発的排除	証拠不十分	小計
昭和22-32年	—	—	—	—	—	—	—	—
33-42	1	9	3	12	27	53	70	123
43-52	30	55	15	70	37	169	41	210
53-63	7	38	27	65	34	489	352	841
合計	38 6.4%	102 6.2%	45 5.1%	147 5.8%	98 16.5%	711 43.0%	463 52.0%	1,174 46.2%

	(その他)			
	勧告	審査打ち切り		
		自発的排除	証拠不十分	小計
昭和22-32年	—	—	—	—
33-42	8	14	15	29
43-52	17	6	5	11
53-63	11	122	66	188
合計	36 6.1%	142 8.6%	86 9.7%	228 9.0%

注. 勧告合計数以外、昭和22-38年の数値は未確認である。したがって、数値は昭和39年以降のものである。

表2とは違って、合計欄は、4つの行為類型件数を加算したものである。

「年次報告書」によれば昭和55年以降、自発的排除は「警告」、証拠不十分は「打ち切り」という表示になっている。

「その他のカルテル」とは、数量、販路、値引き禁止、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

「不公正取引」とは、再販売価格維持、その他拘束条件、取引拒絶、その他である。

「その他」とは、事業者団体による構成員の事業活動制限等である。

にかんする審査打切り件数が増加しているということは、公取委の審査、審判活動に対して疑問を持たざるを得ない。同じく、8条違反審決件数が昭和50年以降において急激に減少していたことから推測すれば、近年、「その他」の自発的排除件数が急激に増加していることは、事業者団体が公取委の審査活動に対して、警戒心を強めつつあることの表われである、と考えられる。

これまでの分析結果を要約すれば、次のようになる。

1) 公取委の審査活動の第一次目的は、違法行為を排除し、公正かつ自由な市場競争秩序を維持するということである。そして、その目的を達成するために勧告前置主義や不問処分という広い意味での行政指導がある。その表われとして、勧告件数が増加していたし、自発的排除件数、警告、注意という公取委の自由裁量権で処理できる事件件数が増加しつつあった。他方、審判開始決定件数は極めて少なかった。

こうした審査姿勢は、その第一次目的である違法行為を排除するという法目的の達成を迅速化することに寄与していると同時に、公取委、被審人のいずれにとっても審判手続きにかかる諸費用の削減に寄与しているものと考えられる。しかしながら、こうした公取委の裁量権による事件処理件数の増加は我国の独禁法違反件数を表面上、押し下げることもなっており、近年、海外からの我国独禁法の運用姿勢にかんする批判の一側面を具体的に露呈している。

2) 審決別にみると、昭和30年代中頃までは、3条後段違反審決件数が多く、30年代後半から50年代前半まで8条違反審決件数が多かった。19条違反審決件数については大きな変動はなかった。

3) 審査事件を行為類型別にみると、勧告件数は価格カルテルに対して最も多く、審査打切り件数は不公正取引において最も多かった。勧告前置主義は価格カルテルに対して最も顕著である、

と言える。時系列的にみると、不公正取引とその他(事業者団体にかかわる事件)の審査打切り件数は昭和53年以降、著しく増加しつつあった。

8条違反審決件数が近年、急激に減少していた背後において事業者団体の自発的排除件数が増えているということは事業者団体が公取委の審査に、一層、警戒心を強めていることの表われである、と考えられる。また、19条審決件数の推移が安定している背後において、不公正取引の審査打切り件数が増加しつつあるということは、公取委の審査活動に疑問をもたざるを得ない。

第2節 成果

a) 審決取消請求訴訟

公取委の下した審決に対して、不服のある者は、審決の効力が生じた日——審決書の謄本を受けとった日——から30日以内(出訴期間¹³⁾)に公取委を被告として、審決の取消訴訟を提起することができる(法第77条)。

この第一審裁判権は東京高等裁判所の専属管轄¹⁴⁾となっている(法第85条、第86条)。審決取消訴訟の審理において、最も大きな特徴は、「公取委の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束する。この実質的証拠の有無については、裁判所が判断する」(法第80条)という規定のあることである。

13) 課徴金の納付命令に対する不服申立ての場合も出訴期間(法第48条の2、第5項)は30日以内である。独占的状态に対する措置(法第8条の4、第1項)を命ずる審決については、3ヶ月以内が出訴期間(法第77条)となっている。

14) 公取委の審決に係わる訴訟のうち、東京高裁を第一審裁判所とする事件は、独禁法25条訴訟および89条から91条までの罪に係わる訴訟以外にも、審決の執行免除(法第62条1項)、供託物の没収(法第63条、68条2項)、緊急停止命令(法第67条)、審決違反に対する過料(法第97条)、緊急停止命令違反に対する過料(法第98条)などの非訟事件もある。いわば、「行政段階における公取中心主義に対するものとして、司法段階においては、東京高裁中心主義がとられている。」(今村[4]P.207)。

これを実質的証拠の原則¹⁵⁾という。

そして、裁判所は

- 1) 公取委の下した審決の基礎となった事実を立証する実質的な証拠がない場合、
- 2) 審決そのものが憲法、その他の法令に違反する場合には、審決を取消す判決を下すことができる(法第82条)。
- 3) さらに、審決を取消す場合、再び審判をさせる必要があると判断するときには、その理由を示して、事件を公取委へ差し戻すことができる(法第81条第3項、第83条)。

上記以外の場合、審決に妥当性が認められるときには、裁判所は取消請求を棄却または訴を却下する。

表7は審決取消請求訴訟の発生件数と訴訟結果とを年度別にみたものである。現在(昭和63年)までに、訴訟件数は31件あり、昭和40年代の13件を最高に、20年代:6件、30年代:4件、50年代:8件、という内訳になっていた。

31件のうち、高裁で結審したのは、15件であり、このうち4件は取下げ、5件は請求棄却、4件は一部取消・差し戻し・棄却、1件は和解、1件は却下という訴訟結果になっていた。最高裁まで進んだのは、16件であり、すべて上告棄却という訴訟結果になっていた。

公取委の下した審決の種類としては、正式審決:21件、勧告審決:9件、同意審決:1件であり、最高裁まで進んだ審決としては、正式、勧告、同意審決がそれぞれ7件、8件、1件であった。高裁段階で請求棄却された5件はすべて正式審

15) 実質的証拠の原則(Substantial Evidence Rule)。

これはアメリカ合衆国において、判例上、確立した原則である。

「行政委員会その他の機関による事実認定は、その基礎に単なるscintilla of evidence(証拠の細片)以上の証拠があるときには、明らかに誤った、あるいは恣意的な判断でないかぎり、裁判所によって支持されるべきこと、すなわち提出された証拠から裁判所が独自に事実認定をすれば異なった結論に達するというだけでは破棄できない—言い換えれば裁判所がpreponderance of evidence(証拠の優位)ありと認めることは必要でない—ことを意味する。」(田中編[22]P.821)

決であった。公取委の適用した条文のうち、最も多かったのが、3条後段と19条であり、それぞれ10件であった。

次に、公取委の審決から最終判決までにかかった期間をみると、1年未満:2件、1-3年:10件、3-5年:13件、5-10年:6件である。最高裁まで進んで上告棄却を言いわたされた16件のうち、10件は3-5年、6件は5-10年もの期間を要していた。当然のことではあるが、上告以外の場合には、訴訟期間も短くなっていた。

取消訴訟発生率 $[(\text{発生件数}/\text{総審決数}) \times 100\%]$ は約4% $[(31/808) \times 100\%]$ であった。いま、取下げ、一部取消・差し戻し・棄却、和解、却下事件を除いて、公取委の勝訴率 $[(\text{上告棄却件数}/\text{訴訟発生件数}) \times 100\%]$ を計算すると、約52%であり、分子に高裁段階での請求棄却件数(5件)を加えた勝訴率は約68%であった。

ここで、審決取消請求訴訟件数が少なく、その発生率が小さいことの原因を考えてみよう。それは、公取委の審査活動の基本的姿勢にある。つまり、公取委は違反事実の認定が確実な事件のみを取りあげ、それに対して勧告を発しているために、被審人が勧告を応諾せず審判手続後に取消訴訟を提訴しても、土台、勝訴できる可能性は小さいのである。そのため、すでにみたように被審人が勧告を応諾する勧告審決件数が多くなっていたのである。

さらに訴訟手続上上の理由として、「実質的証拠の原則」が採用されていることが考えられる。この原則の合理的な存在根拠として考えられているのは、「独禁法違反の事実認定は、裁判所よりも、専門の機関である公取の審理判断に委ねる方が適切であること、また公取の事実認定は裁判手続に準ずる準司法手続によって、行われるものであるから、相手方の権利保護には欠けるところがないこと」(今村[4]p.211)の二点である。したがって、裁判所が実質的証拠の有無を判断する資料は当該訴訟の提起があったときに、公取委から送付される(法第78条)裁判上証拠となるべき一切の事件記録であり、それは審

判手続の記録に限られている。

「裁判所は、審決の認定事実については、独自の立場で新たに認定をやり直すのではなく、審判で取り調べられた証拠から当該事実を認定することが合理的であるかどうかのみを審査する」(今村[4]P.212。これは和光堂育児用粉ミルク事件に対する最高裁判所判決例である。昭和50年7月10日)のであって、「裁判所が新たに証拠を取り調べる必要があると認めるときには、被告委員会に事件を差し戻すべきこととされている(法第81条)」(今村[4]P.212。同上判決例)。公取委に事実認定の専属権を与えている以上、被審人が裁判所に対して、新しい証拠を提出することが原則として許されないのは当然であろう。

こうした方法で裁判所の審理が進められるかぎり、そこでは誤判¹⁶⁾(Legal Error)の発生する可能性が極めて小さいのである。訴訟提起者の立場からすれば、有罪審決(公取委での最終審決)が無罪(裁判所での最終判決)と判決される可能性がわずかでも残っているかぎり、取消請求訴訟を提起する可能性は高くなる。

この可能性を高める一要因として、昭和52年法63号の改正¹⁷⁾は注目に値する。つまり、この改正によって、被審人は、

- 1) 公取委が正当な理由がなくて、当該証拠を採用しなかった場合、
- 2) 公取委の審判に際して当該証拠を提出することができず、これを提出できなかったことについて重大な過失がなかった場合(法第81条(1))、にのみ、新しい証拠を裁判所に対して提出する

16) 誤判の発生するもとの提訴決定モデルについては、Polinsky & Shavell[35]を参照せよ。また、本稿脚注29)も参照せよ。

17) 昭和52年の改正以前には、この「実質的証拠の原則」は全面的に裁判所を拘束するようなイメージがあったが、改正により、新しい証拠を提出できるようになったので、裁判所と公取委との関係は一層相対的なものとして捉えることができるようになった。

古城[14]はこの原則がとられる場合、司法審査の範囲がどの程度まで制限されるのかを考察している。

ことができるようになった。このことは、取消請求訴訟の提起件数を増やす一要因としての機能をもつことが考えられている。

ただし、裁判所には事実審理をおこなう権限はないので、裁判所は当該証拠を取り調べる必要があると認めるときには、公取委に対し、当該事実を差し戻し、当該証拠を取り調べたうえ、適当な措置を取るべきことを命じなければならない(法第81条3項)。しかしながら、重大な過失に該当しない限り、被審人に過失があつて、公取委へ証拠を提出できなかった場合には、再び審判手続を取り直すということは、当事者達にとって訴訟費用の上昇を招くばかりで益するところはあまりないかもしれない。さらに、この法改正によって、「証拠の申出が容易になっただけ、具体的な運用にあたっては、裁判所は当該証拠を取り調べる必要性の有無につき、きびしい絞りをかける必要があるとってよい」(今村[4]P.214)。ここでも、「運用によっては手続きの遅延を招くこと」(実方[16]P.665)より、訴訟期間の延長に伴う費用の増加というデメリットが発生することも考えられる。こうしたデメリット¹⁸⁾の発生する余地があるかぎり、「公取委の審判手続における、事実認定を適正に行わせるためには、被審人の防禦を審判手続において集中的に行わせるべきであるという考え方が有力となってくる。」(厚谷[1]P.278)

しかしながら、現在までのところ、取消訴訟件数が少なく、発生率も極めて小さく、公取委への差し戻し件数も少ないということは、公取委の審理の妥当性が高いことの表われである、と評価できる。さらに、裁判所での請求棄却件数が多い、ということは、裁判所が実質的証拠の存在、つまり公取委の審理の妥当性を十分に評価している場合が多いということである。概して、当該訴訟については、公取委の審理能力は十分に高いものと評価することができる。

18) この法改正の賛否両論をまとめたものに厚谷[1]PP.226-278がある。

表 7：審決取消請求訴訟件数

	新規発生件数 (審決年)	取り下げ (和解)	最終 高裁	判決 最高裁
昭和25年	3			
26	2		1	
28	1		3	
29	—			1
30	2			
31	—		1	
32	1		1	
35	—			1
36	—			1
37	1			
38	—	1		
43	3			
44	1			
45	1			
46	—	1		
48	1			1
49	7			
50	—			3
52	3			
53	—	1		7
54	1	1		
55	2	1		
56	1		1	
57	—		1	1
58	—		1	
59	1		1	
60	—			
63	—			1
合計	31	5	10	16

b) 無過失損害賠償請求訴訟(25条訴訟)

公取委の第一次目的は「審決を中心とする各種の行政手段により独占禁止法違反行為を排除し、これにより競争秩序の維持、促進を図ること」([12]¹⁹P. 3)であるが、この目的に加えて、公取委は3条違反(私的独占、もしくは不当な取引制限の禁止)と19条違反(不公正な取引方法の禁止)を犯した事業者に対して、被害者が起こす無過失損害賠償請求訴訟(いわゆる、25条訴訟)を裁判所とは独立の立場から支援することによ

て、両条文違反行為によって生じた「私人の損害が適正かつ迅速に填補されることを通じて、当該競争秩序侵害行為が及ぼした経済社会に対する損害が除去されることになり、これにより競争秩序の回復と違法行為の抑止」([12]P. 4)を同時に図る、という目的²⁰⁾をもっている。

訴訟手続き²¹⁾は、3条、19条に違反した事業者に対し、無過失損害賠償責任(25条)を科し、提訴に際しては、確定審決前置主義(法第26条1項)をとり、第一審の裁判権は前記の審決取消訴訟の場合と同じく、東京高等裁判所に専属管轄権(法第85条)が認められている。公取委中心主義の立場から、25条訴訟が提起されたときには、裁判所は遅滞なく公取委に対して、同条に規定する違反行為に因って生じた損害の額について意見を求めなければならない(法第84条1項:求意見制度)。また、審決確定の日から3年を経過したときには、時効によって、損害賠償請求権は消滅する(法第26条2項)。審決前置主義をとるため、審決がなければ、私的独占等によって損害を被っても、25条訴訟を提起できないので、この場合、被害者は民法上の不法行為にあたるとして、同法709条による損害賠償²²⁾—当然、第一審は地裁となる—を請求することになる。

表8は平成2年4月1日現在の損害賠償請求事件の提訴年代、最終判決の内訳をみたものである。25条訴訟の提訴件数は、6件であり、昭和40年代の3件を最高に、60年代以降には発生していない。一方、民法709条等訴訟はこれまでに、9件提訴されており、昭和50年代に最高の

20) 25条訴訟制度には、3つの機能がある、と考えられている。

1) 違法行為の抑止(損害発生予防)機能。

2) 私人による競争秩序維持機能。

3) 不当に得た利益を吐き出させる機能。

判例でみれば、[抑止機能]をあげるものが多い。高場[20]No.479, P.5, P.9-10注3参照。

19) この報告書の主旨を受けて、平成3年5月15日、損害額の算定方法、公取委の資料の提供等に関する『報告書』が発表された[13], PP.44-51参照。25条訴訟と公取委との関係については淡路他[2]PP.14-30を参照。同じく、国際比較から、我国の独禁法違反刑事罰を論じたものに、滝川[21]PP.37-43がある。

21) 以下の個別条文の解釈については、『報告書』[12], 沢田[17][18], 舟田[26], 向田[30]を参照せよ。

22) 例えば、鶴岡灯油訴訟事件は、山形地裁鶴岡支部(昭和49年12月22日)へ提訴された。25条訴訟と709条訴訟との関連については、丹宗[23]PP.293-94, P.296, 今村[4]PP.166-168, 高場[20]P.5等を参照せよ。

8件を記録していた。兩条文訴訟をあわせても、わずかに15件であり²³⁾、アメリカ合衆国でのこの種の私的訴訟²⁴⁾が毎年平均600件以上提訴されていることからすれば、我国の訴訟件数がいかに少ないかがよくわかる。昭和22年から平成元年までの期間をみても、アメリカ合衆国では平均700件以上の私的訴訟が提起されていた。

次に、違反形態をみると、25条訴訟6件のうち、5件が不正な取引方法(法第19条)に関係があり、1件が不当な取引制限(法第3条後段)と関係があった。709条等訴訟では、19条違反が7件、2件が3条後段違反であった。総数でみると²⁵⁾、19条違反件数(12件)が圧倒的に多かった。総原告数15名の内訳をみると、違法行為の直接の被害者である事業者が、25条訴訟では4

名、709条等訴訟では7名、合計11名であった。

一方、間接的な被害者である消費者が兩訴訟では、各2名、合計4名であった²⁶⁾。最終判決結果をみると、和解(取下げ)件数が合計で3件、うち2件は25条訴訟であり、1件が709条等訴訟であった。地裁段階での結審数は合計で3件、うち2件が709条等訴訟であり、1件は25条訴訟²⁷⁾であった。高裁段階での結審数は合計で5件、うち1件が25条訴訟であり、4件は709条等訴訟であった。最高裁での結審数は合計で4件、うち各2件が各訴訟に関係していた。

提訴から最終判決までに要した期間をみると、3年未満が各訴訟ごとに3件で、合計6件、3-5年が709条等訴訟で3件、5-10年が各訴訟ごとに2件で、合計4件、10年以上かかったものが各訴訟ごとに1件あり、合計2件であった。

いずれの訴訟とも、これまでのところ、原告が勝訴した事例は1件もない²⁸⁾。25条訴訟に限って言えば、確定審決前置主義、求意見制度など、原告側の被害立証責任を軽減する主旨のことが制度にもり込まれているにもかかわらず、提訴件数が極めて少ないということ以外に、これまで1件の原告勝訴例もないということは、この種の訴訟が我国では、いまだに十分根付いていないことを示唆している。

このように、原告が勝訴した例がないということは、従来、原告の立証責任を軽減し、訴訟を活発化する目的として、とられてきた確定審決前置主義、求意見制度という考え方に疑問を

23) 公取委に関連する行政訴訟件数をみても、これまでに11件しかなく原告はすべて敗訴している。
行政訴訟¹⁾

判決段階	判決年代			判決内容
	昭和30	40	50年代	
最高裁 4 高裁 2 地裁 5	2	2	7	上告棄却 3 控訴棄却 3 却下 1 取下げ 4 ²⁾
合計 11				11

注1) 国家賠償訴訟は含まない。

2) 「取下げ」のうち、3件は地裁段階、1件は最高裁段階である。

出所) [11]各年度版より作成した。

24) 米国の反トラスト訴訟事件提訴件数

	政府提訴		私訴
	民事	刑事	
1941-89年平均	1,827 37.3	1,433 29.2	32,485 663
1947(昭和22)-1989(平成1)年平均	1,690 39.3	1,356 31.5	32,120 747

出所) 上杉[6]表2.4, P.16, [7]表1, P.7より作成した。

25) 3条前段(私的独占)にかかわる訴訟は、現在までのところ1件もない。

26) アメリカ合衆国でも原告の約79%が競争事業者や販売事業者であり、最終消費者は約8.7%程度である。この数値の出所は[12]P.33による。

27) これは昭和46年9月30日に協栄電熱工業(KK)(原告)が(KK)岡部マイカ工業(被告)を大阪地裁に提訴したものであるが提訴先の誤り(本来、東京高裁へ提訴)を理由に訴えが却下(昭和47年6月23日)された事件である。

28) アメリカ合衆国の場合、和解・訴えの取下げ等が約73.3%、係属中、その他が約17.0%にものぼるが、原告が勝訴した例も約2.8%あった。被告勝訴は約7.0%であった。この数値の出所は[12]P.34による。

投げかけるものである。そして、我々はこうした考え方を補完したり、あるいはそれに代替するような新しい分析手法を開拓しなければならない。

従来の分析によれば、原告の提訴確率(P)は期待訴訟関連費用:E(c)と期待賠償額:E(d)に依存していた。原告は提訴にかかわる純利益が正である限り、提訴を実行する。つまり、 $P \cdot E(d) - E(c) > 0$, あるいは $P > E(c) / E(d)$ である。提訴確率(P)はE(c)が小さく、E(d)が大きいほど、高くなる。この考え方には、裁判所が訴訟に関連する情報をすべてもっている、という完全情報の前提がある。

一方、Polinsky & Shavell[35]²⁹⁾は裁判所が誤判を犯す確率をも含んだ提訴決定モデルを開拓した。25条訴訟を活発化するには、求意見制度のうち、裁判所が有罪を無罪と誤判しないような原告側の損害発生の因果関係、損害額の立

証が確実なものでなければならない。いわば、誤判が発生するような因果関係、損害額についての不完全情報ではなく、完全情報を提出しなければならない。

表8：損害賠償請求事件件数（平成2年4月末現在）

（独禁法25条）					
	訴訟提起	最終判決			
		取下げ (和解)	地裁	高裁	
昭和31年	1				
33	1	1			
35					1
46	2				
47			1		
49	1				
52				1	
56					
58	1				
62					1
63		1			
小計	6 ¹⁾	2	1	1	2
（民法709条等）					
昭和49年	1				
53	1			1	
54	2				
55	1				
56	1			2	
57	2				
58				1	
59		1			
60	1				
63			1		
平成元			1		2
小計	9 ¹⁾	1	2	4	2
合計	15	3	3	5	4

その他の勝訴率をみても高かった。
 FTCの勝訴率 [= (467/549) × 100%] は、約85.1%であった。
 期間：1965-82年。
 告訴件数：549件。
 勝訴件数：FTCが却下しなかった件数のうち、控訴されなかった件数(433) + 控訴裁判所のFTC支持件数(29) + Mixed(5) = 467。
 出所) Shughart II [40] Table6.1, P.130より計測した。

同じく、司法省の勝訴率 [= (720/842) × 100%] は、約85.5%であった。
 期間：1963-84年。
 総訴訟件数：842件(係属中のものは除く)。
 勝訴件数：720件(同意命令と裁判での勝訴を含む)。
 同一期間中の最高裁での司法省の勝訴率は、約71% [= (25/35) × 100%] であった。
 出所) Shughart II [40] Table6.2, P.132より計測した。

29) モデルの導出については、論文PP.100-102を参照せよ。このモデルでは、誤判の発生する確率を所与としており、誤判をなくす方法についての分析はおこなわれていない。彼らは、一般的な裁判において誤判が発生する根拠として、裁判所へ提出される証拠が不十分であったり、裁判所が誤解をしたり、法解釈を誤まることなどを考えている。

注1) 形式的には、それぞれ9件、11件であるが同一の訴訟内容については1件として算出した。
 出所) [12] p.35より作成した。

25条訴訟の原告敗訴理由として、原告側の因果関係、損害額の立証の不十分性があげられることが多いが、この不十分性を補い、原告の勝訴を勝ち取るためには、伊藤[3]³⁰⁾も提唱し、既

30) 従来の研究では、損害賠償請求訴訟を活性化するためには、公取委の審決の拘束力を強化すべきであるとか、因果関係や損害額の立証責任を転換すべきである、という論点のみが議論されてきた。伊藤[3]は、原告が遭遇する立証の困難さの内容や間接反証論に

に、アメリカ合衆国で採用されている統計学的分析(例えば、回帰分析)の実行が、急務であろう。さらに、これまでに原告勝訴例がないということは、独禁法上の問題だけでなく裁判官の司法判断にかんする性格についても考察する必要がある。なぜなら、裁判官は新しい価値基準を作り出すことに対して、しばしば保守的であるといわれることがあるように勝訴例がないという先例に拘束されて、司法判断が保守化していることが考えられるからである。

c) 審査能力と審査活動³¹⁾

ここでは、公取委の総職員数(X_1)と審査活動費用(X_2)とを説明変数とし、第1節でみた諸審査活動(Y_1)を被説明変数として、両者の間にある関係について回帰分析³²⁾を試みる。そして、公取委の審査能力指標(X_1, X_2)のうち、いずれが違法行為(Y_1)の抑止手段として有効であるのかを考える。

よって立証責任を事実上で転換することの是非などを検討した後で、因果関係の解明と損害額の算定に対して、統計学的分析(回帰分析)による立証の可能性がどの程度有効であるのかを検討している。この有効性について、伊藤氏の評価をみると、因果関係の立証については、十分利用可能性があることを認めるが、損害額の算定については、議論の余地があることを認めている。アメリカ合衆国の既存の研究については、伊藤論文の参考文献、および本城[27]を参照せよ

- 31) ここでの回帰分析の目的は違法行為を抑止する政策手段を選択するときの示唆を得ることである。そのため、小林[15]が指摘するような「どんな事件を選ぶか」というスタッフ個人の動機や誘因(「方法的個人主義」)、および議会からの独立性というものは採用していない。なぜなら、我国にかんして、こうした公共選択論的な議論がどの程度妥当するかをまず考察する必要があるからである。もっとも現在(平成3年)までの歴代公取委委員長13人のうち、8人が大蔵省、2人が日本銀行出身であるということと、銀行、証券、保険業界に対する公取委の勧告が通算みて約10件しかないということとの間には、公取委の独立性の弱さを考える示唆があるかもしれない。そもそも、こうした独立性の弱さは独禁法の制定、公取委の発足時にまでさかのぼる[10]。終戦後間もなく、独禁法の制定作業に従事したのは内閣審議室の下に大蔵、旧商工省などの若手官僚等であったし、昭和22年に発足した公取委も各省からの出向者で構

成されていた。このうち、大蔵省出身者が公取委に大きな影響を与えてきた。その典型として、昭和52年の独禁法の強化改正がある。この改正の発案は元大蔵省銀行局長で、昭和47年に公取委員長に就任した故高橋俊英氏の独禁法改正試案(昭和49年)であった。こうしたことは、公取委の組織、審査・審判活動について公共選択論的な視点からの分析が十分に可能であることを示唆している。

ここでこの回帰分析上の大きな問題点は推定式においてはあまり具合が十分でないこと、違法行為の件数が経済構造の変化にも依存していることが考えられるにもかかわらず経済構造は不変という仮定のもとで、長いもので約35年にわたる期間を分析していることである。こうした問題点があるものの、昭和22年以降の公取委の事件処理成果を概観するという本稿の目的より以下では回帰係数の符号関係のみに注目する。

成されていた。このうち、大蔵省出身者が公取委に大きな影響を与えてきた。その典型として、昭和52年の独禁法の強化改正がある。この改正の発案は元大蔵省銀行局長で、昭和47年に公取委員長に就任した故高橋俊英氏の独禁法改正試案(昭和49年)であった。こうしたことは、公取委の組織、審査・審判活動について公共選択論的な視点からの分析が十分に可能であることを示唆している。

ここでこの回帰分析上の大きな問題点は推定式においてはあまり具合が十分でないこと、違法行為の件数が経済構造の変化にも依存していることが考えられるにもかかわらず経済構造は不変という仮定のもとで、長いもので約35年にわたる期間を分析していることである。こうした問題点があるものの、昭和22年以降の公取委の事件処理成果を概観するという本稿の目的より以下では回帰係数の符号関係のみに注目する。

- 32) 審査能力として、本来、必要なのは、審査を担当する審査部の職員数であるが、当該数値は昭和24-51年までしか確認できなかった[10.PP.554-55参照]。分析期間を延ばすために、あえて総職員数を審査能力の一指標として用いざるを得なかった。若干の増減はあるものの、昭和63年の総職員数(445人)は昭和22年のその(284人)約1.56倍、絶対数で161人、増加している。公取委の総予算額は、毎年増加しており、昭和63年の総予算額(約34億8千万円)は名目で昭和22年のその(約870万円)約400倍にまで増加している。同じく、昭和63年の審査活動費用(約1億7千万円)は昭和28年のその(約370万円)名目で約45倍にまで増加している。総予算額に占める審査活動費用の割合は、昭和40年代から増加し始め、昭和48年に最高の8.3%に達した。

審査活動費用は、昭和28-51年、昭和61-63年が「独禁法施行経費」であり、昭和52-60年が「審査活動費用+公正取引調査委託費用」である。

- 33) アメリカ合衆国にかんする計測例については、補論を参照せよ。

審査費用を増やすほど、その審査内容が充実することを意味している。これと同じ意味の結果は企業自ら違法行為を中止する自発的排除件数(Y_4)と公取委が審査した結果として、証拠不十分なため打切る件数(Y_5)の場合にもみられた。

いま、3種類の審決を受けた場合を有罪とみなし、有罪件数(Y_6)と両説明変数との間の関係をみると、両説明変数とは正の相関関係があり、とくに職員数との相関性が高かった。

次に、全勧告件数(Y_7)との関係をみると、両説明変数とも正の相関関係があり、とりわけ職員数との間には一層、強い相関関係が確認された。これは、勧告前置主義の表われである。ただし、この結果だけをもって、勧告前置主義を実証したことにはならない。以下でみる行為類型別の勧告件数にかんする結論をもみなければならない。

Y_8 から Y_{11} は審決件数を適用条文別にみたものである。全審決件数(Y_{11})でみると、審決件数は両説明変数と正の相関関係があった。内訳をみると、3条後段審決件数(Y_9)と8条審決件数(Y_9)も両説明変数と正の相関関係があった。一方、19条審決件数(Y_{10})は審査活動費用との間に負の相関関係があった。

Y_{12} から Y_{19} は行為類型別³⁴⁾にみたものである。 Y_{12} から Y_{15} は価格カルテルについての結果である。勧告件数(Y_{12})と両説明変数との間には、正の相関関係があり、審査活動費用との間の相関性は一層強かった。表6の結論と同様に、勧告前置主義は価格カルテルに対して妥当することがわかる。審査打切り件数(Y_{15})は職員数とは負、費用とは正の強い相関関係があった。価格カルテルにかんしては、打切り件数を減らすには職員数を増やすことが費用を増やすよりも一層望ましい、と言える。内訳をみると、自発的排除件数(Y_{13})も証拠不十分件数(Y_{14})もともに職員数にかんする係数が負になっていた。独禁法運用の第一次目的が違法行為の排除である限り、職員数を増やせば、自発的排除件数が減るということは、価格カルテル抑止効果という観点か

らすれば、決して望ましいことではない。この効果は審査活動費用の増加に期待するしかない。一方、職員数を増やせば、証拠不十分件数が減少するということは、公取委の職員増は捜査能力(内容)の充実につながることを十分に示唆している。

Y_{16} から Y_{19} は、不公正取引についてみたものである。一見して、わかるように、価格カルテル(Y_{14} と Y_{18} は除く)の場合とは符号関係が完全に逆転していた。そして、その有意水準は価格カルテルの場合と同様に高かった。このことは、この2つの審査活動の内容に違いのあることを示唆しており、価格カルテルが、一層、モニタリングしやすいことが考えられる。勧告件数(Y_{16})

34) Y_{12} から Y_{19} の被説明変数を絶対数でみると、職員数を増やせば、価格カルテルの勧告件数(Y'_{12})は減少していた。また、証拠不十分件数(Y'_{14} と Y'_{18})は両説明変数と負の相関関係にあり、審査能力の充実はこの件数を減少させることになることが確認された。

	定数	X_1	X_2	$\bar{R}^2(\text{adj.})$
Y'_{12}	16.953 ^a (3.522)	-2.516 ^a (-3.128)	0.495 ^a (4.665)	0.658
Y'_{13}	6.466 (0.947)	-0.612 (-0.537)	0.338 ^c (2.247)	0.176
Y'_{14}	26.24 ^a (3.283)	-4.019 ^a (-3.01)	-0.302 ^d (-1.713)	0.239
Y'_{15}	11.743 ^d (1.965)	-1.408 ^c (-1.441)	0.15 (1.136)	0.114
Y'_{16}	13.64 ^d (1.984)	-2.064 ^d (-1.796)	-0.3 ^d (-1.979)	0.12
Y'_{17}	-1.503 (-0.218)	0.834 (0.723)	-0.277 ^e (-1.819)	0.127
Y'_{18}	3.149 (0.26)	-0.116 (-0.057)	-0.374 ^e (-1.402)	0.008
Y'_{19}	-6.4 (-1.107)	1.717 ^d (1.776)	-0.281 ^c (-2.202)	0.303

注. 回帰式、分析期間と記号の意味は、本文の表9と同じである。

<価格カルテル>

Y'_{12} =勧告件数

Y'_{13} =自発的排除件数

Y'_{14} =証拠不十分件数

Y'_{15} =審査打切り件数 ($Y'_{13} + Y'_{14}$)

<不公正取引>

Y'_{16} =勧告件数

Y'_{17} =自発的排除件数

Y'_{18} =証拠不十分件数

Y'_{19} =審査打切り件数 ($Y'_{17} + Y'_{18}$)

の符号は、いずれも負である。とくに、費用との負の相関性が一層強くなっていることには、審判にまで持ち込むには費用を増やすことが一層有効であるという意味がある。審査打切り件数(Y_{19})は職員数と正、費用と負の相関関係があった。内訳をみると、自発的排除(Y_{17})をうながすには職員数の増加でもって対処することが有効であることがわかる。証拠不十分(Y_{18})にかんしては、両説明変数とも有意性はないが、正の相関関係があるということは、不正取引にかんする審査内容が必ずしも充実していないことを示唆している。そして、ここで用いた説明変数以外の政策手段が必要であることを意味している。

ここでの回帰分析の主要な結果を違法行為の抑止政策という観点から要約しよう。

- 1) 犯罪の経済学でいう検挙件数を増やすには、職員数を増やすことが有効である (Y_1, Y_2)。
- 2) 全証拠不十分件数を減らし、審査内容を充実するには、職員数と審査費用の両方を増やすことが有効である (Y_5)。この結論は自明である。
- 3) 全勧告件数は職員数と審査費用の両方と正の相関関係にあった (Y_7)。これは、勧告前置主義の表われである。
- 4) 全審決件数 (Y_{11}) を増やすには、職員数、審査費用の両方を増やすことが有効である。この

結論は審査内容の充実につながることであり、自明である。内訳をみると、3条後段 (Y_8) と 8条 (Y_9) とを増やす場合にも職員数と審査費用を増やすことが有効である。一方、19条 (Y_{10}) を増やすには職員数を増やすことが有効であった。

5) 価格カルテルについては、勧告件数は両説明変数 (特に、審査費用) と正の相関関係があり、勧告前置主義は価格カルテルに対して顕著であることがわかる (Y_{12})。自発的排除をうながすには、審査費用を増やすことが一層有効である (Y_{13})。審査内容を充実し、証拠不十分件数を減らすには、職員数を増やすことが有効である (Y_{14})。このことは、総審査打切り件数 (Y_{15}) についても言える。

6) 不正取引については、(Y_{14}) と (Y_{18}) を除いて、すべて符号関係は価格カルテルと逆転していた。このことは、違法行為を審査するときの公取委の審査活動の内容に何らかの違いがあることを示唆しており、価格カルテルが、一層、モニタリングしやすいことが考えられる。

結び

本稿での結論を要約すれば、次のようになる。

- 1) 公取委の審査活動の前提として、勧告前置主義と不問処分という広い意味での行政指導がある。その表われとして、勧告件数が増加して

表9：審査能力と審査活動

	定数	X_1	X_2	$\bar{R}^2(\text{adj.})$	期間(昭和)
Y_1	-25.594 ^a (-3.772)	5.164 ^a (3.987)	-0.591 (-0.998)	0.453	28-51
Y_2	-11.261 ^a (-5.614)	2.67 ^a (7.858)	0.089 (0.999)	0.644	28-63
Y_3	8.978 ^b (2.65)	-0.85 ^e (-1.502)	-0.087 (-1.168)	0.029	39-63
Y_4	-2.535 (-0.642)	1.115 ^e (1.689)	0.013 (0.152)	0.043	39-63
Y_5	12.965 (1.26)	-1.62 (-0.943)	-0.302 ^e (-1.331)	0.0008	39-63
Y_6	-8.213 ^c (-2.099)	1.797 ^b (2.711)	0.329 ^d (1.887)	0.154	28-63

	定数	X ₁	X ₂	R ² (adj.)	期間(昭和)
Y ₇	-12.215 ^a (-3.07)	2.453 ^a (3.638)	0.411 ^c (2.315)	0.263	28-63
Y ₈	-14.2 ^a (-4.007)	2.535 ^a (4.222)	0.535 ^a (3.385)	0.364	28-63
Y ₉	-4.765 (-0.997)	1.072 (1.298)	0.294 ^e (1.353)	0.017	28-63
Y ₁₀	0.215 (0.077)	0.156 (0.33)	-0.371 ^a (-2.977)	0.205	28-63
Y ₁₁	-8.541 ^c (-2.164)	1.861 ^a (2.783)	0.31 ^d (1.76)	0.156	28-63
Y ₁₂	3.867 ^e (1.525)	0.014 (0.033)	0.215 ^a (3.846)	0.383	39-63
Y ₁₃	13.634 ^a (3.186)	-1.733 ^c (-2.423)	0.327 ^a (3.464)	0.514	39-63
Y ₁₄	28.313 ^a (2.994)	-4.203 ^b (-2.66)	0.002 (0.009)	0.204	39-63
Y ₁₅	14.206 ^a (5.559)	-1.814 ^a (-4.248)	0.236 ^a (4.196)	0.691	39-63
Y ₁₆	16.062 ^e (1.401)	-2.184 (-1.14)	-0.746 ^a (-2.951)	0.219	39-63
Y ₁₇	-5.726 ^d (-1.769)	1.603 ^a (2.963)	-0.201 ^b (-2.814)	0.5	39-63
Y ₁₈	-0.94 (-0.076)	0.689 (0.332)	0.106 (0.387)	-0.008	39-63
Y ₁₉	-3.943 ^e (-1.491)	1.312 ^a (2.97)	-0.194 ^a (-3.327)	0.547	39-63

注. R²: 自由度修正済決定係数.

(): t 値. 有意水準: a = 1%, b = 2%, c = 5%, d = 10%, e = 20% (両側検定).

$$\text{Log}(Y_i) = a_0 + a_1 \cdot \text{Log}(X_1) + a_2 \cdot \text{Log}(X_2) + U_i$$

Y₁ = 職件探知件数

Y₂ = 摘発件数 (新規審査件数)

Y₃ = 全審査打切り件数 (Y₄ + Y₅)

Y₄ = 全自発的排除件数

Y₅ = 全証拠不十分件数

Y₆ = 有罪件数 (正式 + 勧告 + 同意審決件数)

Y₇ = 全勧告件数

Y₈ = 3 条後段審決件数

Y₉ = 8 条審決件数

Y₁₀ = 19 条審決件数

Y₁₁ = 審決件数 (Y₈ + Y₉ + Y₁₀ + その他)

< 価格カルテル >

Y₁₂ = 勧告件数 / 全勧告件数

Y₁₃ = 自発的排除件数 / 全自発的排除件数

Y₁₄ = 証拠不十分件数 / 全証拠不十分件数

Y₁₅ = 審査打切り件数 (Y₁₃ + Y₁₄) / 全審査打切り件数

< 不公正取引 >

Y₁₆ = 勧告件数 / 全勧告件数

Y₁₇ = 自発的排除件数 / 全自発的排除件数

Y₁₈ = 証拠不十分件数 / 全証拠不十分件数

Y₁₉ = 審査打切り件数 (Y₁₇ + Y₁₈) / 全審査打切り件数

X₁ = 公正取引委員会総職員数

X₂ = 審査活動費用; (審査活動費用 / 公取委総予算) × 100%

いたり、公取委の自由裁量権で処理できる事件数(審査打切り、警告、注意)が増加しつつあった。その裏側では、審判開始決定数が極めて少なかった。我国の独禁法違反事件数のうち正式審決数が少ないのは、こうした公取委の自由裁量による処理件数が多いためである。こうした法の運用姿勢は公取委が違法行為の排除措置を第一次目的とするかぎり、その目的は達せられている。しかし、19条審決数に大きな変動がない背後において、当該事件の審査打切り件数が増加していることや、8条違反審決件数が減少しつつある一方で、事業者団体の自発的排除件数が増えているというような事例は、本来、法的措置を受け入れるべき行為を団体が事前に回避していることの表われであり、あまりにも公取委の自由裁量権が大きすぎるという感情をいだかざるを得ない。

2) 公取委中心主義の審査活動の成果が問われる、審決取消訴訟と25条訴訟との結果をみると、前者については、発生件数は少なく、裁判所での請求棄却件数が多かった。現在までのところ、公取委の審理の妥当性は高いものと判断できる。一方、後者については、これまで原告が勝訴した例はなく、従来とは違った方法で損害発生の因果関係を立証し、損害額を算定する方法を構築する必要がある。さらに、裁判官の司法判断にかんする性格をも分析する必要がある。

3) 審査能力と審査活動との間の回帰分析結果をみると、違法行為を抑止するにはいずれかの審査能力指標に依存していることがわかった。職権探知件数、摘発件数を増やすには、公取委の職員数を増やすことが有効な手段であった。全証拠不十分件数を減らし、審査内容を充実するには職員数と審査活動費用の両方を増やすことが有効であった。同じことは3条後段と8条事件を取り締まるときにも、有効な手段であった。19条事件を取り締まるには、費用よりも職員数を増やすことが有効である、と考えられる。価格カルテルと不正取引については、符号関係が逆転していたことより、公取委の審査内容

自体に違いのあることがわかった。例えば、勧告前置主義という運用姿勢はモニタリングの容易な価格カルテルに対して顕著であった。

最後に、独禁法の効率的運用という視点から本稿の結論をまとめよう。

違法行為を排除し、公正かつ自由な市場競争秩序を維持するという独禁法の第一次目的を達成するために、違反事実の認定が確実な事件のみを取り上げ、勧告前置主義によって事件を処理する方法は正式審決に至らない勧告審決数を増やす一方で、審決取消請求訴訟件数を減らすことにより、独禁法の運用手続きを効率的にしている側面があるものと考えられる。また、警告、注意という公取委の自由裁量権による弾力的な事件処理方法(不問処分)も違法行為の排除という法目的を迅速に達成するための効率的な手法であることが考えられる。ただし、25条訴訟において、求意見制度が十分に機能していない可能性のあることや事業者団体の自発的排除件数が増えていること、さらに価格カルテルが勧告という処分しか受けてこなかった場合が多いことには疑問が残る。こうした事件処理方法には功罪の二面がある。つまり、勧告前置主義、不問処分という事件処理方法はその第一次目的を効率的に達成する方法としては有効であるが、その反面、本来、正式な事件として処理されるべきものを公取委の裁量でもって明示的に許してきた可能性のあることも十分に考えられるのである。

補 論

- 1) 司法省反トラスト局の予算(X)と事件処理件数(Y)との間にも正で有意な相関関係が確認された。

$$\text{Log}(Y) = 0.491 + 0.351^a \cdot \text{Log}(X), \bar{R}^2 = 0.47 \\ (1.122) (6.687)$$

以下、 \bar{R}^2 は自由度修正決定係数である。

() : t値. a: 1%水準有意(両側検定)。

分析期間: 1932-81年。

出所) Shughart II [40], Table 4.1, P.84より計測した。

2) 反トラスト局の予算(BUDGET)と当局が提訴(brought)した価格カルテル事件数(DOJPF)との間にも正で有意な相関関係があった。

$$DOJPF = -11.39 + 0.003 \cdot BUDGET \quad (2.42)$$

c: 5%水準有意 (両側検定).
分析期間: 1964-76年.

出所) Block, Nold&Sidak[33], footnote 22, P.437.

また, FTCの予算(X)と取引制限事件数(Y)との間にも, 同じ相関関係が確認できた。

$$\text{Log}(Y) = 1.5^b + 0.142^d \cdot \text{Log}(X), \quad \bar{R}^2 = 0.04 \quad (2.471) \quad (1.982)$$

b: 2%, d: 10%水準有意 (両側検定).
分析期間: 1915-81年.

出所) ShughartII[40], Table 4.3, P.90より計測した。

3) 反トラスト局の予算とシャーマン法, 1条, 刑事事件数との関係

従属変数	定数	Log(X)	R ²
Log(Y ₁)	-2.235 (-1.281)	0.506 ^b (2.89)	0.4
Log(Y ₂)	1.944 (0.74)	0.06 (0.23)	-0.09
Log(Y ₃)	-11.838 ^b (-3.026)	1.283 ^a (3.267)	0.46

a: 1%, b: 2%水準有意 (両側検定).
分析期間: 1970-81年.

$$\text{Log}(Y_i) = \beta_0 + \beta_1 \cdot \text{Log}(X) + u_i$$

X=反トラスト局の予算

Y₁=シャーマン法, 1条, 刑事事件数

Y₂=Y₁のうち, 価格カルテル事件数

Y₃=Y₁のうち, 入札談合(Bid-Rigging)事件数

出所) 変数(X)はShughartII[40], Table 4.1, P.84, 変数(Y_i)はSnyder[41], Table 1, P.448より計測した。

参考文献

[1] 厚谷襄児「公正取引委員会の審決等の処分をめぐる取消請求訴訟」鈴木忠一・三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座10巻』日本評論社, 1982年所収。
[2] 淡路剛久他「独禁法違反の損害賠償請求と公正取引委員会」『ジュリスト』No.983, 有斐閣, 1991年。
[3] 伊藤眞, 「独占禁止法違反損害賠償訴訟—因果関係および損害額の立証(上)(下)—」『ジュリスト』No.963, No.965, 有斐閣, 1991年。
[4] 今村成和『独占禁止法入門』(改訂版)有斐閣, 1990年。

[5] 今村・丹宗・実方・厚谷編『注解 経済法』青林書院, 1985年。
[6] 上杉秋則, 「第2章アメリカ」伊從寛編『日本企業と外国独禁法』日本経済新聞社, 1986年。
[7] ———「米国のカルテル規制と是正措置に関する考察(上)」NBL, No.465, 商事法務研究会, 1991年。
[8] 川井克俊『カルテルと課徴金』日本経済新聞社, 1986年。
[9] 来生 新「第四節 不問処分の性格と独占禁止法」, 経済法学会編『独占禁止法講座VII』商事法務研究会, 1989年所収。
[10] 公正取引委員会事務局編『独占禁止政策三十年史』大蔵省印刷局, 1977年。
[11] 公正取引委員会『年次報告』, 各年度版。
[12] 公正取引委員会『独占禁止法に関する損害賠償制度研究会報告書』1990年6月25日。
[13] ———「独占禁止法第二五条に基づく損害賠償請求訴訟における損害額の算定方法等について」, 「独占禁止法違反行為に係わる損害賠償請求訴訟に関する資料の提出等について」『ジュリスト』No.983, 有斐閣, 1991年。
[14] 古城誠, 「実質的証拠法則」『別冊ジュリスト 独禁法審決・判例百選(第4版)』No.110, 有斐閣, 1991年所収。
[15] 小林逸太「独占禁止行政の政治経済学—米国連邦取引委員会の場合—」柏崎利之輔編『経済政策の形成過程』文真堂, 1990年所収。
[16] 実方謙二『独占禁止法と現代経済』(増補版)成文堂, 1978年。
[17] 沢田克巳「再販売価格維持と損害賠償請求」『別冊ジュリスト』[14]所収。
[18] 沢田克巳「カルテルと損害賠償請求(1)」『別冊ジュリスト』[14]所収。
[19] 新藤宗幸「行政指導—官庁と業界のあいだ—」岩波書店, 1992年。
[20] 高場俊光「独占禁止法二五条の損害賠償請求訴訟制度について(上)(下)」『公正取引』No.479, No.480, 1990年。
[21] 滝川敏明「独禁法違反への刑事罰—国際比較からの検討—」『別冊ジュリスト』[14]所収。
[22] 田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991年。
[23] 丹宗昭信「独占禁止法二五条関係訴訟」鈴木忠一・三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座10巻』日本評論社, 1982年所収。
[24] 永合位行「独禁法の経済分析—課徴金制度を中心として—」『六甲台論集』第34巻 第2号1987年。
[25] 『日本経済新聞』, 1991年8月10日, 朝刊。
[26] 舟田正之「カルテルと損害賠償請求(2)」『別冊ジュリスト』[14]所収。
[27] 本城昇「回帰分析による独占禁止法違反行為損害賠償請求訴訟における損害額の算定(上)(下)」『公正取引』No.489, No.491, 1991年。
[28] 松下満雄『アメリカ独占禁止法』東京大学出版会, 1982年。
[29] 三輪芳郎『独禁法の経済学』日本経済新聞社, 1982年。

- 年.
- [30] 向田直範「第7章 損害賠償」[5]所収.
- [31] 村上政博『独占禁止法の日米比較[上, 中, 下]-政策・法制・運用の相違-』弘文堂, 1991年, 1992年.
- [32] Becker, G.S., "Crime and Punishment: An Economic Approach", *Journal of Political Economy*, (March/April 1968).
- [33] Block, M.K., Nold, F.C. & Sidak, J.G., "The Deterrence Effect of Antitrust Enforcement", *Journal of Political Economy*, (June 1981).
- [34] Gallo, J.C., Craycraft, J.L. & Bush, S.C., "Guess Who Came To Dinner: An Empirical Study of Federal Antitrust Enforcement for the Period 1963 - 1984", *Review of Industrial Organization*, 1985.
- [35] Polinsky, A.M & Shavell, S., "Legal Error, Litigation, and the Incentive to Obey the Law", *Journal of Law, Economics, and Organization* (Spring 1989).
- [36] Posner, R.A., "A Statistical Study of Antitrust Enforcement", *Journal of Law and Economics* (October 1970).
- [37] ———., "The Behavior of Administrative Agencies", Becker, G.S and Landes, W.M (eds.), *Essays In The Economics of Crime And Punishment*, Columbia University Press, 1974 所収.
- [38] Pyle, D.J., *The Economics of Crime And Law Enforcement*, The MacMillan Press LTD, 1983.
- [39] Shepherd, W.G., "Causes of Increased Competition in the U.S. Economy, 1939 -1980", *Review of Economics & Statistics* (November 1982).
- [40] Shughart II, W.F., *Antitrust Policy And Interest-Group Politics*, Quorum Books, 1990.
- [41] Snyder, E.A., "The Effect of Higher Criminal Penalties On Antitrust Enforcement", *Journal of Law and Economics* (October 1990).
- [42] Stigler, G.J., "The Economic Effects of The Antitrust Laws", *Journal of Law and Economics* (October 1966).